個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書

委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に定める個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第２条第８号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

１　個人情報等の定義

(1)　この特記仕様書において「個人情報」とは、委託者からの貸与品（委託者がこの契約の履行のために貸与する原票、資料等をいう。以下同じ。）及び契約目的物（この契約の仕様書等で指定する納入物をいう。以下同じ。）に記載された情報その他この契約の履行に関して知り得た情報であって、個人情報保護法に規定する個人情報に該当するもののほか、個人情報保護法第２条第５項に定める仮名加工情報及び同条第６項に定める匿名加工情報並びに同条第７項に定める個人関連情報を含むものをいう。

(2)　この特記仕様書において「特定個人情報」とは、番号利用法第２条第５項及び第８項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報をいう。

(3)　この特記仕様書において「機密情報」とは、委託者からの貸与品及び契約目的物に記載された情報その他この契約の履行に関して知り得た情報であって、次のアからウまでに掲げる情報を除いたものをいう。

ア　受託者が知り得た時点で公知であった情報

イ　受託者が知り得た時点の後に受託者の責めによらないで公知となった情報

ウ　委託者と受託者とで機密を要する情報としないことについて事前の合意がある情報

２　業務の推進体制

(1)　受託者は、この契約の締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、３(7)に掲げる管理責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約について、書面により、委託者に提出するものとする。なお、特定個人情報を扱う場合は、上記のほか監査者についても、書面により委託者に提出するものとする。

(2)　受託者は、(1)により提出した事項に変更が生じた場合、速やかに当該変更の内容を書面により委託者に提出するものとする。

(3)　 この契約による業務の処理に際して、委託者が受託者に対して個人情報の貸与がある場合、委託者は、その貸与する個人情報の件名及び件数等について、事前に明示するものとする。

(4)　この契約による業務の処理に際して、受託者が委託者及び都民等以外の第三者から直接取得する個人情報（以下「受託者取得個人情報」という。）がある場合、委託者は、その取得が予定される個人情報の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、事前に明示するものとする。なお、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、明示された受託者取得個人情報一覧の記載内容を修正し、委託者に報告するものとする。受託者取得個人情報のうち、定めがないものについては、委託者及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報の処理権限を定めるものとする。

(5)　個人情報及び機密情報（以下「個人情報等」という。）のほかに顧客情報等の営業秘密を扱う場合は、営業秘密管理指針（平成15年1月30日経済産業省策定（最終改訂：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

３　受託者の責務

(1)　受託者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。この契約の履行完了後も同様とする。

(2)　受託者は、個人情報等をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(3)　受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有さない。

(4)　受託者は、委託者からの貸与品のうち個人情報等が含まれるもの及び当該個人情報等（以下「個人情報等を含む貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。また、受託者は、契約履行完了後、又は委託者が請求したときは個人情報等を含む貸与品等を速やかに返還しなければならない。

(5)　受託者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、個人情報等を含む貸与品等（複写及び複製並びに取得をしたものを含む。）について、２(1)により委託者に提出した作業場所以外の場所へ持ち出し及び送付してはならない。

(6)　受託者は、個人情報等に係る記録媒体（情報を記録した紙、電磁的記録媒体等の一切の有形物をいう。以下同じ。）について、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理するものとする。

(7)　受託者は、(6)の個人情報等に係る記録媒体の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報等の管理状況を記録するものとする。

(8)　受託者は、委託者から要求があった場合又はこの契約の履行完了時には、(7)の管理状況の記録を委託者に提出し、その内容を報告するものとする。

(9)　受託者は、個人情報等に係る記録媒体の運搬に当たっては、当該記録媒体の盗難及び紛失、個人情報等の漏えい等の事故（以下「事故」という。）を防ぐため十分な対策を講じるものとし、その運搬方法等をあらかじめ委託者に届け出るものとする。

(10)　受託者は、個人情報等が含まれる記録等に係る郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等による外部への送付に当たっては、その送付方法等をあらかじめ委託者に届け出るものとする。

(11)　受託者は、(10)に基づき届け出た送付方法により、個人情報等を送付する場合は、次の各号を遵守させるものとする。

(ア)　送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。

(イ)　送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。

(ウ)　送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。

(エ)　上記(ア)及び(イ)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(ウ)について管理責任者が了解していることその他管理責任者が指示した安全対策を講じること。

(12)　 受託者は、パソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）及びクラウドサービスを利用して個人情報等を扱う場合は次の事項を遵守するものとする。

　(ア)　この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等以外のパソコン等を使用しないこと。

　(イ)　この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしないこと。

　(ウ)　クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況を確認するとともに、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価した上で選定すること。

　(エ)　個人情報等を電子データとして保存する場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。

　(オ)　個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び当該個人情報等の正確性について、定期的な点検を行うこと。

(13)　受託者は、委託業務に係る個人情報等を扱った記録媒体について、この契約の履行完了後に以下のとおり処理をすること。

(ア)　 受託者は、個人情報等に係る記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄すること。

(イ)　 受託者は、パソコン等に記録された個人情報等をデータ消去用ソフトウエアの使用により、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去すること。

(ウ)　上記(ア)及び(イ)の場合において、受託者は、あらかじめ消去又は廃棄すべき情報項目、数量、方法、予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得た上で消去又は廃棄を行うとともに、結果について報告すること。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、消去又は廃棄できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、数量、管理責任者、消去又は廃棄しないこととする根拠法令及び当該法令に基づき消去又は廃棄を予定する年月日等）を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得ること。

(14)　受託者は、事故を発生させたときには、盗難に遭い、又は紛失した記録媒体に記録され、又は漏えいした個人情報等の項目、内容及び数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(15)　受託者は、事故が発生した場合は、二次被害の防止、類似の事故の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供するものとする。

(16)　受託者は、委託業務に従事する者全員に対し、契約の履行に関する遵守事項について十分に説明して周知徹底を図るとともに、個人情報等の取扱いについて必要な教育及び研修を実施するものとする。この場合において、この契約の締結後直ちに当該教育及び研修の計画を、並びにその実施後速やかにその実施状況を、それぞれ書面により委託者に提出するものとする。

(17)　受託者は、業務完了時にこの特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。

(18)　受託者は、個人情報保護法を遵守し、委託業務に係る個人情報を適切に扱うこととする。

４　再委託及び労働者派遣の取扱い

　(1)　再委託は、再委託を行う業者（以下「再委託先」という。）が個人情報を適切に管理する能力を有することを確認できた場合に認めるものとする。再委託を行う場合は、あらかじめ次の事項を委託者に通知し承諾を得ること。

　(ア) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所

(イ) 再委託で取り扱う個人情報等の目録

(ウ) 再委託の期間

(エ) 再委託が必要な理由

(オ) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(カ) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(キ) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(ク) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

　(2)　 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、３(1)に準ずるものとする。

　(3)　 受託者は、再委託先及び派遣労働者（以下「再委託先等」という。）にこの契約に基づく一切の責務を課し、遵守させるとともに、受託者と再委託先等との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託先等による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

　(4)　 再委託先等において発生した、個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、当該受託者が負うものとする。

５　実地調査及び指示等

(1)　委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2)　受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、当該要求又は指示に従わなければならない。

(3)　委託者は、(1)の規定による調査及び指示を再委託先に対しても実施できるものとする。

６　情報の保管及び管理等に対する義務違反

(1)　受託者又は再委託先が、２から５までに定める義務に違反した場合又は当該義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

(2)　受託者は、(1)に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(3)　受託者が、(1)に基づき契約を解除された場合、委託者は受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(4)　(1)に規定する義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、受託者は委託者にその損害を賠償しなければならない。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

７　その他

(1)　受託者が事故を発生させた場合、委託者は、必要に応じて、受託者の名称を含む当該事故の内容を公表することができるものとする。

(2)　受託者は、事故を発生させたことに起因又は関連して、第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに委託者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

(3)　受託者は、事故を発生させたことに起因又は関連して、委託者が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から委託者に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために委託者において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、委託者の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。

(4)　受託者は、この特記仕様書の解釈その他個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合は、その都度委託者に確認し、委託業務を行うものとする。